

社会事業に貢献

睦会館に金一封

毎年四月二十九日、天皇誕生日を記念し、社会事業に貢献した施設に金一封が贈られています。これは田尻北の財團法人睦会館が、この栄えある施設(県下四か所)に選ばれました。睦会館は、昭和三十八年に睦会の会員約七百人が主となつて母子休養ホーム建設のため集り、昭和四十二年から事業が始まられました。



田尻北の海辺に静かにたたずむ睦会館

市県民税第一期

今月のおさめ

(六月三十日まで)

お知らせ

市立病院の耳鼻咽喉科が六月から毎週月曜日に限り診療を行なうことになりました。また、横浜市立大学の耳鼻咽喉科教授沢木先生のご厚意で、診療を行なうことにしましたが、横浜市立大学の耳鼻咽喉科教授沢木先生のご厚意で、診療を行なうことになりました。診療日には教授

自身が来院し、診療にあつてください。また、横浜市立大学の耳鼻咽喉科教授沢木先生のご厚意で、診療を行なうことになりました。診療日には教授

よろこびの叙勲と表彰



子どもといふときが一番楽しいという山本さん

山本イサヲさんに勳六等

五月七日、焼津保育園長の山本イサヲさん(七歳)に、勳六等瑞宝章が、県知事を通して伝達されました。山本さんは、昭和五年にご主人と共に焼津保育園を設立し、保母としてつとめてきました。昭和二十五年にご主人が逝去されましたが、その後は園長として、保育事業に献身してきました。

た。その後、職場や団体な

ど一般公共事

業にも会館を

開放していま

した。

なお、睦会

館では、表彰

を記念して、

会館の敷地内

に贈られた

年から事業が始まられました。

児童手当の現況届け

18日から受け付け

●届け出に必要なもの	22日・四・七自治会
①児童の生年月日	石津岡公会堂
②支払金融機関(郵便	・十三・十四自治会
社会福祉事務所	21日・東益津地区
	・豊田地区
	・大富地区
	・小川公民館
	・大富公民館
	19日・和田地区
	・和田公民館
	20日・十一・十二自
	治会

●受給の資格	18日・一・三自治会
十八歳未満の児童が三人あり、そのうちの第三子が	市民センター
昭和三十八年四月一日以降に生まれていること。	19日・和田地区
●届け出に必要なもの	・和田公民館
①児童の生年月日	21日・東益津地区
②支払金融機関(郵便	・豊田地区
社会福祉事務所	・大富地区

●受付日時と会場	局以外の名前と口座番号
時間は午前九時から午後四時まで。	③印鑑
市内七か所(八地区)	④加入している年金の記号と番号
で受け付けます。	⑤受付日時と会場
現在児童手当の現況届けを市内七か所(八地区)	時間は午前九時から午後四時まで。

社会福祉事務所で

は、六月十八日から児

童手当の現況届けを

市内七か所(八地区)

で受け付けます。

現状児童手

は、受給者

としている人

受給資格があ

ると思われる

人は、もより

の指定会場に

おいでください。

い。

●受給の資格

十八歳未満

の児童が三人

あり、そのう

ちの第三子が

昭和三十八年

四月一日以降に生まれ

ていること。

●届け出に必要なもの

①児童の生年月日

②支払金融機関(郵便

社会福祉事務所

22日・四・七自治会

市民センター

・十三・十四自治会

石津岡公会堂

・東益津公民館

・豊田公民館

・大富公民館

19日・和田地区

・和田公民館

20日・十一・十二自

治会

・大富地区

・豊田地区

・東益津地区

・大富公民館

・和田公民館

18日・一・三自治会

市民センター

・十三・十四自治会

石津岡公会堂

・東益津公民館

・豊田公民館

・大富公民館

19日・和田地区

・和田公民館

20日・十一・十二自

治会

・大富地区

・豊田地区

・東益津地区

・大富公民館

・和田公民館

18日・一・三自治会

市民センター

・十三・十四自治会

石津岡公会堂

・東益津公民館

・豊田公民館

・大富公民館

19日・和田地区

・和田公民館

20日・十一・十二自

治会

・大富地区

・豊田地区

・東益津地区

・大富公民館

・和田公民館

18日・一・三自治会

市民センター

・十三・十四自治会

石津岡公会堂

・東益津公民館

・豊田公民館

・大富公民館

19日・和田地区

・和田公民館

20日・十一・十二自

治会

・大富地区

・豊田地区

・東益津地区

・大富公民館

・和田公民館

18日・一・三自治会

市民センター

・十三・十四自治会

石津岡公会堂

・東益津公民館

・豊田公民館

・大富公民館

19日・和田地区

・和田公民館

20日・十一・十二自

治会

・大富地区

・豊田地区

・東益津地区

・大富公民館

・和田公民館

18日・一・三自治会

市民センター

・十三・十四自治会

石津岡公会堂

・東益津公民館

・豊田公民館

・大富公民館

19日・和田地区

・和田公民館

20日・十一・十二自

治会

・大富地区

・豊田地区

・東益津地区

・大富公民館

・和田公民館

18日・一・三自治会

市民センター

・十三・十四自治会

石津岡公会堂

・東益津公民館

・豊田公民館

・大富公民館

19日・和田地区

・和田公民館

20日・十一・十二自

治会

・大富地区

・豊田地区

・東益津地区

・大富公民館

・和田公民館

18日・一・三自治会

市民センター

・十三・十四自治会

石津岡公会堂

・東益津公民館

・豊田公民館

・大富公民館

19日・和田地区

夜間の駐車に

点灯の義務

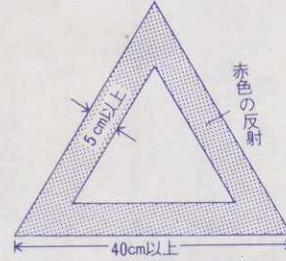
夜間、駐車または停車するときは、非常点滅表示灯をつければよいことになります。また、後方から駐車灯・尾灯のいずれかを示しましょう。

▽適用車両 二輪車と小型特殊車を除いた、すべての自動車。

▽適用時間 日没から日出まで。トンネルの中、濃霧などで暗い場所（その視界が高速道路自動車専用道路では百五十㍍、その他の場所は五十㍍以下の場所）を含みます。

▽適用道路 ①幅員五・五㍍以上の道路。②道路が明るく駐停車両がよく見える（高速道路や自動車専用道路では百五十㍍、その他）の道路では五十㍍の後方からよく見える）ところでは、つけなくともよいことがあります。幅員などを正確に知ることは非常に困難な場合が多いので、夜間や見通しの悪いところに駐停車する場合は、必ず点灯しておかなければなりません。

▽反則金 大型車五千円、普通車四千円。



灯、駐車灯、尾灯のどれかをつければよいことになります。また、後方から見やすいうように警告反射板を表示してもよいことになります。

計量試買会

食料品の量目を検定 正量は六十八. 一セント

五月八日に、県計量検定所と市産業課の共催で、食料品の計量試買会が行なわれました。

この日、市内各地区の婦人消費者代表が四十人集まつて、市民センター四〇三号室で説明を受けたあと、二班に分かれ各自が指定された品目を、定量買いに出かけました。

一班は食肉（二百㌘）、

食肉加工品（三百㌘）、た

まご（一千㌘）、野菜（く

だもの）（一千㌘）、二班

は茶（二百㌘）、水産加工品（二百㌘）、菓子（二百

㌘）を買いました。

午後一時から市民センタ

ーで、買い物もとめた品目の

計量をした結果、つきのよ

うな成績となりました。

食肉（超過一、正量十四

不足三）、食肉加工品（超

過四、正量十四、不足一）

茶（超過二、正量十七、不

足一）、野菜（超過十、正

量八、不足四）、水産加工品（超過五、正量十三、不

足一）、卵（超過三、正

量十四、不足二）、菓子（超

過四、正量十三、不足三）

足一）、卵（超過三、正

<p

